

## ② 利用居室等及び利用設備等

### C 客席

#### 基本的な考え方

一部の建築物に固定式の客席を設ける場合は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう一定数以上の客席を整備するとともに、磁気ループその他の設備を設けることが必要である。また、高齢者、障害者等が客席から舞台までの経路を円滑に利用できるように配慮が望ましい。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
(1)客席等の構造 (16の項(1))	集会場等、スポーツ施設又は劇場等（遊技場を除く。）に固定式の客席を設ける場合には、当該客席数に200分の1を乗じて得た数（その数が10を超えるときは10とする。）以上の人数分の車いす使用者が利用できる区画を設けること。	●客席数に応じた車いす使用者用客席の設置数は次のとおり。 ・ 1～200席 1席以上 ・ 201～400席 2席以上 ・ 401～600席 3席以上 ・ 601～800席 4席以上 ・ 801席以上 客席数×0.5%（上限10席）	・乳幼児を連れた人等が安心して観覧するための区画された部屋を設ける。 図1
(2)区画の設置場所 (16の項(2))	(1)に規定する区画は、出入口から容易に到達でき、かつ、避難しやすい場所に設けること。		
(3)区画の幅及び奥行き (16の項(3))	(1)に規定する区画は、車いす使用者1人について、幅90センチメートル以上とし、かつ、奥行き120センチメートル以上とすること。	●幅及び奥行きは、内法(有効寸法)で測定する。	図2
(4)車いす使用者用客席に至る通路の構造 (16の項(4))	利用円滑化経路を構成する出入口から(1)に規定する区画に至る通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。 イ 高低差がある場合には、4の項(2)及び11の項に定める構造に準じた構造の傾斜路を設けること。	●幅は、内法(有効寸法)で測定する。	
(5)聴覚障害者への配慮 (16の項(5))	劇場等（遊技場を除く。）で床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに固定式の客席を設ける場合には、集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備を設けること。	○聴覚障害者のための手話通訳者や要約筆記者を配置し、又は文字情報装置を設けること。	図1

#### 用語

車いす使用者	車いすを使用する者
多数の者	建築物を利用し、当該建築物においてサービス等の提供を受ける者
利用円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路

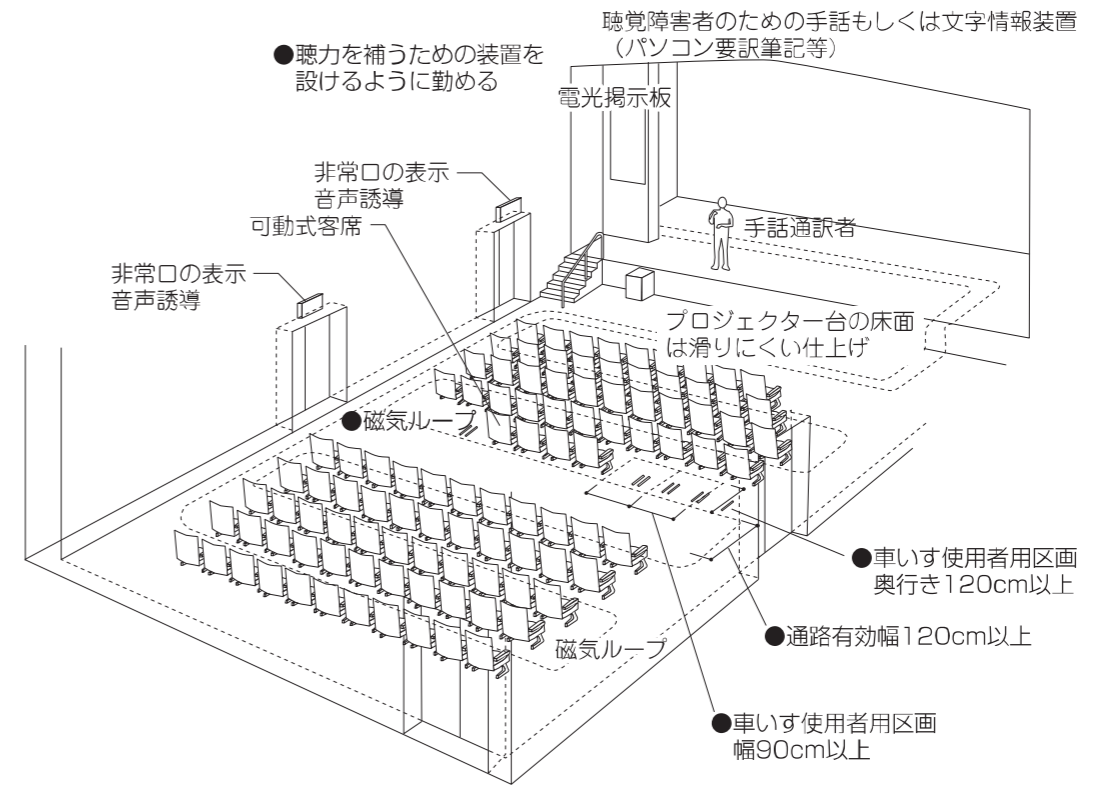


図1 客席の例

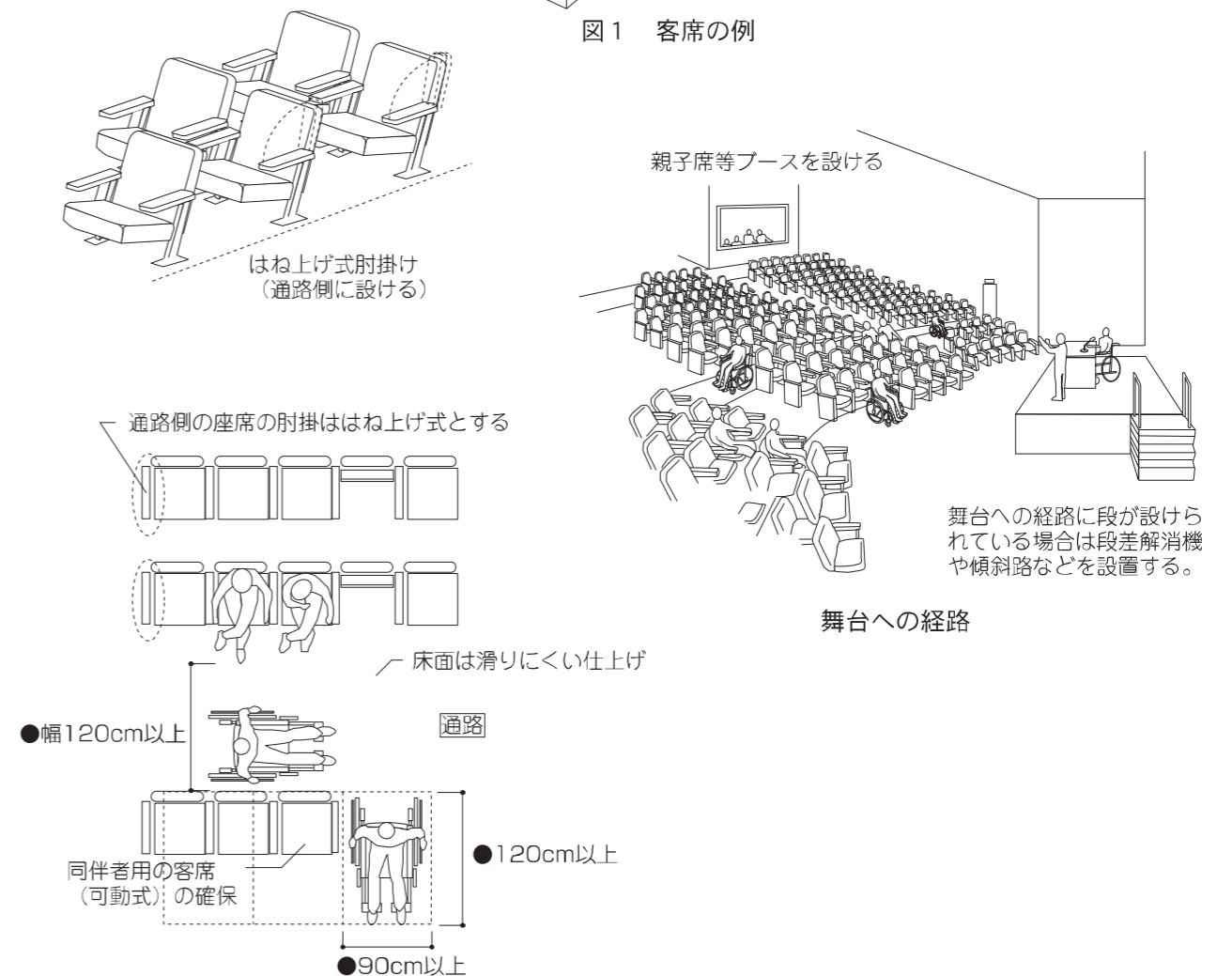


図2 車いす使用者用客席の広さと介助者用客席の確保

## ② 利用居室等及び利用設備等

### d 客室

#### 基本的な考え方

高齢者、障害者等が利用する客室は、室内の細かい配慮はもちろん、移動の困難性を考慮して避難上有効な施設や設備に近接する位置に設けることが必要である。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
(1)車いす利用者用客室の設置 (17の項(1))	ホテル等に25を超える客室を設ける場合には、車いす利用者用客室を1以上設けること。	○客室の総数が200以下の場合にあっては当該客室の総数に50分の1を乗じて得た数以上、客室の総数が200を超える場合にあっては当該客室の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の客室を車いす利用者用客室とすること。	図1
(2)車いす利用者用客室の構造 (17の項(2))	車いす利用者用客室は、次に定める構造とすること。 ア 出入口は、1の項及び9の項に定める構造に準じた構造とすること。	・聴覚障害者用のドアノックセンサー、目覚まし用バイブレーター、非常時の連絡用警報装置等を設置した客室を設けること。 ・シャワー用の車いすを用意すること。	図1 図2
イ 非常呼出し設備を設けること。			
ウ 便所は、次に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている階に車いす利用者用便所を設けた便所が設けられている場合は、この限りでない。 (ア) 便所内に、5の項(1)のアの規定によるほか、車いす使用者が利用できる空間を確保した便所を設けること。 (イ) 車いす利用者用便所及び当該便所が設けられている便所の出入口は、1の項及び9の項に定める構造に準じた構造とすること。	●同一階に車いす利用者用便所を設けた便所がある場合は、適用が免除される。 ●「車いす使用者が利用できる空間を確保した便所」とは、1.0m×2.0m程度の便所のこと。		
浴室は、次項(2)に定める構造に準じた構造とすること。ただし、当該客室が設けられている建築物に車いす利用者用浴室等が設けられている場合は、この限りでない。	●同一建築物内に17の項に定める構造の浴室が設けられている場合は免除される。 ・非常呼出し設備は、客室内(浴室等を含む。)に1以上設置する。		

#### 用語

車いす利用者用客室	車いすを使用する者(車いす利用者)が円滑に利用できる客室
車いす利用者用便所	車いす使用者が円滑に利用できる便所

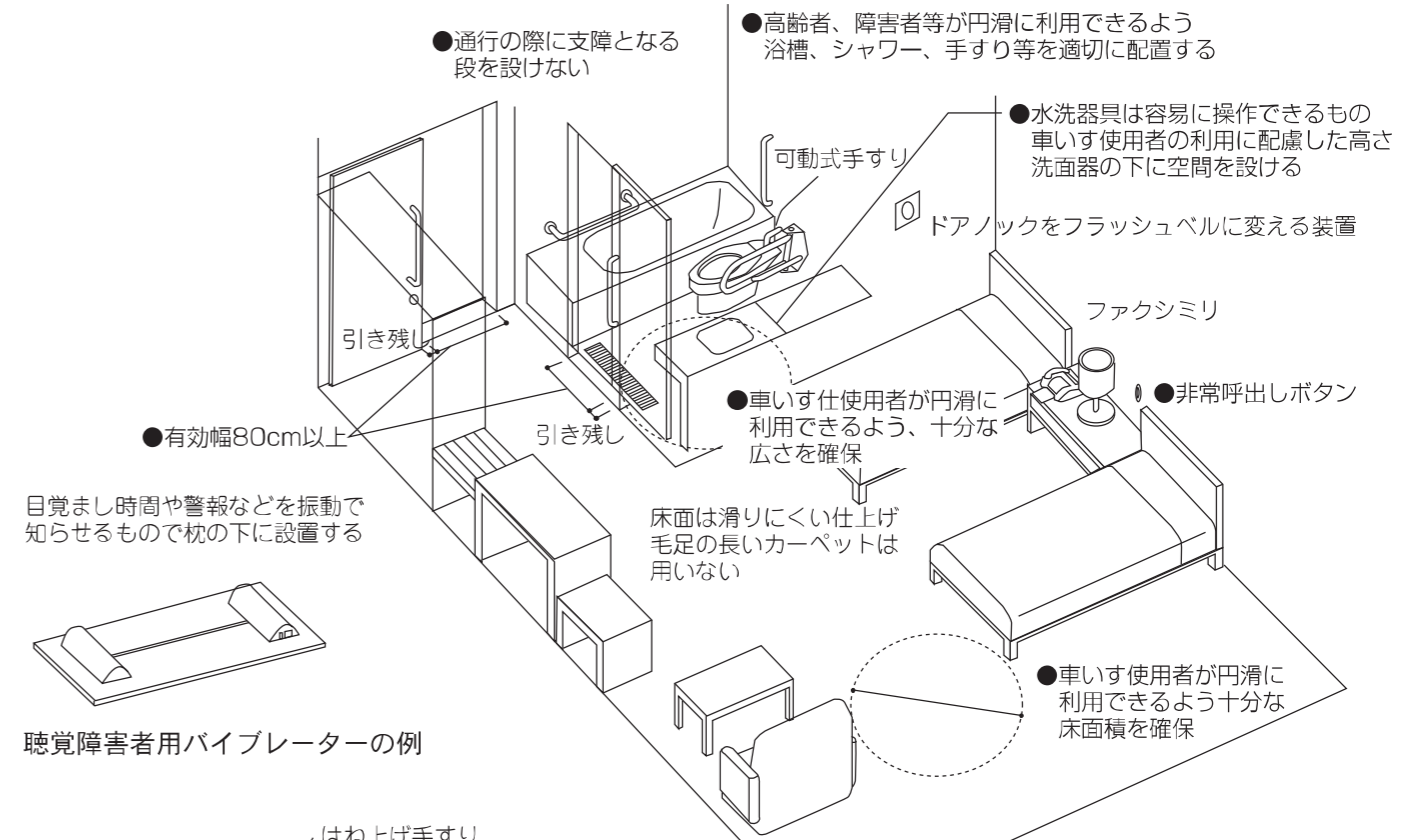


図1 客室

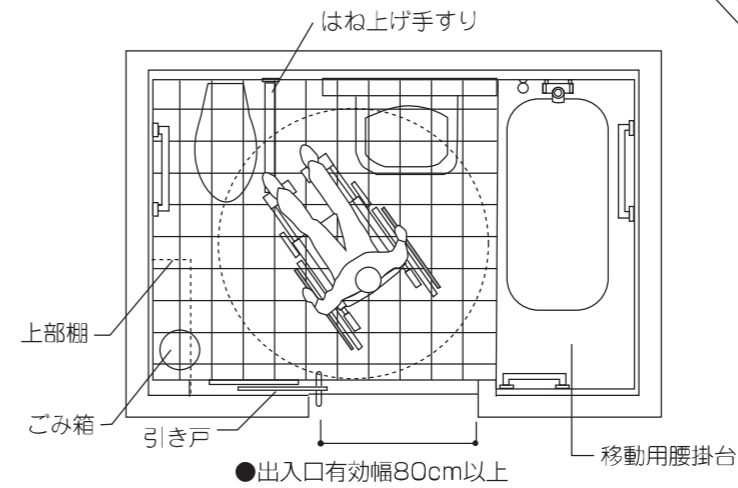
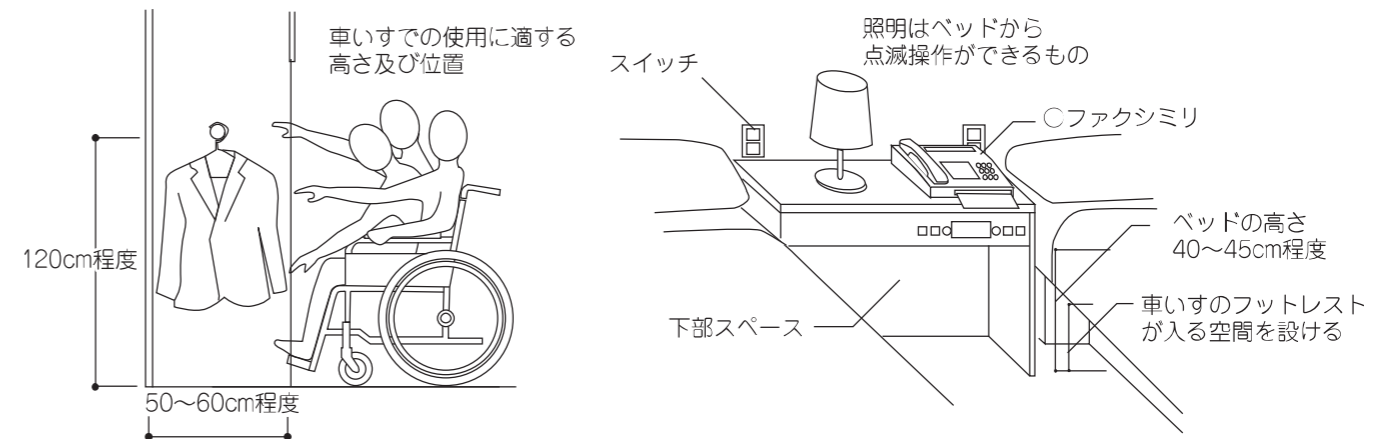


図2 車いす利用者用浴室



収納棚の高さ・幅

ベッド間の机

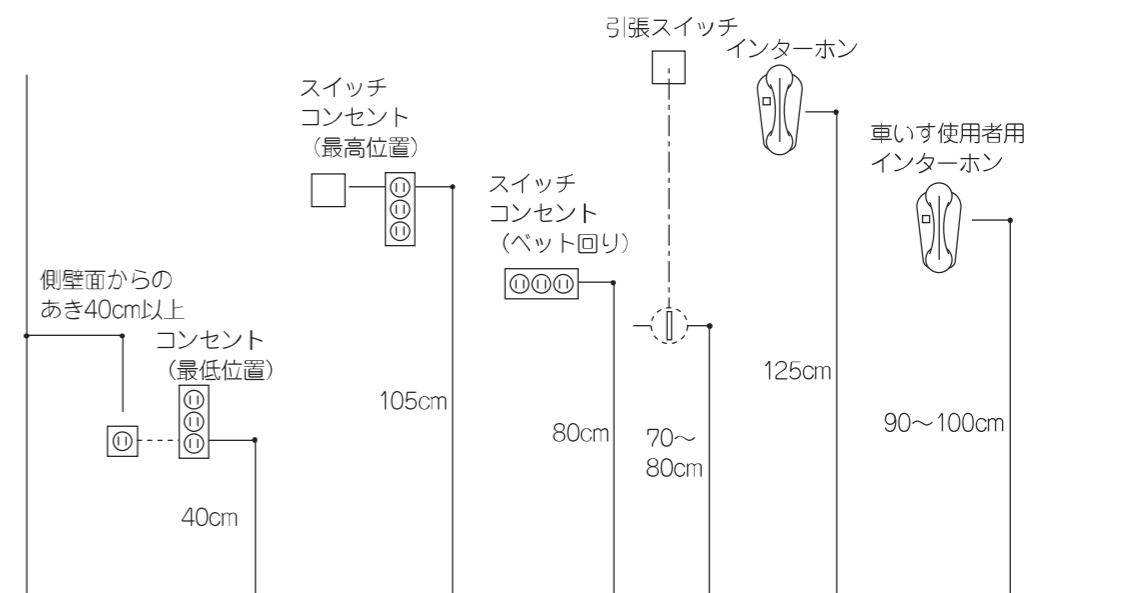
【参考】 コンセント・スイッチ類

基本的な考え方

建物内のコンセント・スイッチ類は、車いす使用者と立位の歩行困難者等の両者に対応できるような位置に設け、視覚障害者を含むだれもが使用しやすい形状とする。

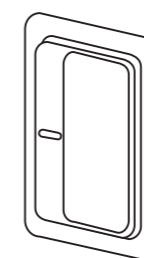
必要な整備

高さ・形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンセント・スイッチ類は、中心高さが床上40cm～105cmの間に設置する。</li> <li>・インターホンは、受話器及び操作部の中心高さが床上125cm程度となるように設置する。</li> <li>・側面に壁がある場合、車いすでも寄り付きを考慮して、空きを40cm以上確保する。</li> <li>・スイッチ・ボタンなどは、大型で操作が容易なものとする。</li> <li>・同一用途のスイッチ類は、建物内で統一したデザインとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スイッチは、大型で操作しやすいタンブラースイッチなどを設置する。</li> <li>・コンセント、スイッチ類は、周囲の色との対比を明確にし、認識しやすいものとする。</li> </ul>
標示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ点字標示を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浮彫りのシンボルや文字等によりスイッチの機能を簡単に説明する。</li> </ul>



コンセント・スイッチ類の基本寸法

タンブラースイッチ



スイッチの位置の分りやすい  
パイロットスイッチ付

プッシュスイッチ



大型スイッチの例

## ② 利用居室等及び利用設備等

### e 浴室等

#### 基本的な考え方

浴室等は、転倒などによる事故が多い場所であり、滑りにくい床材の使用、手すりの設置、不用意な突出物を設けないことなどに十分配慮することが必要である。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
(1)車いす使用者用浴室等の設置(18の項(1))	ホテル等、スポーツ施設又は公衆浴場に多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、車いす使用者用浴室等を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。		
(2)車いす使用者用浴室等の構造(18の項(2))	車いす使用者用浴室等は、次に定める構造とすること。 ア 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。 イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。 ウ 1項の及び9の項に定める構造に準じた構造の出入口を1以上設けること。 エ 非常呼出し設備を設けること。	・シャワー用車いすを用意すること。 ・車いす使用者の移乗を考慮して、バスリフトを設けること。	図1 図2 図3

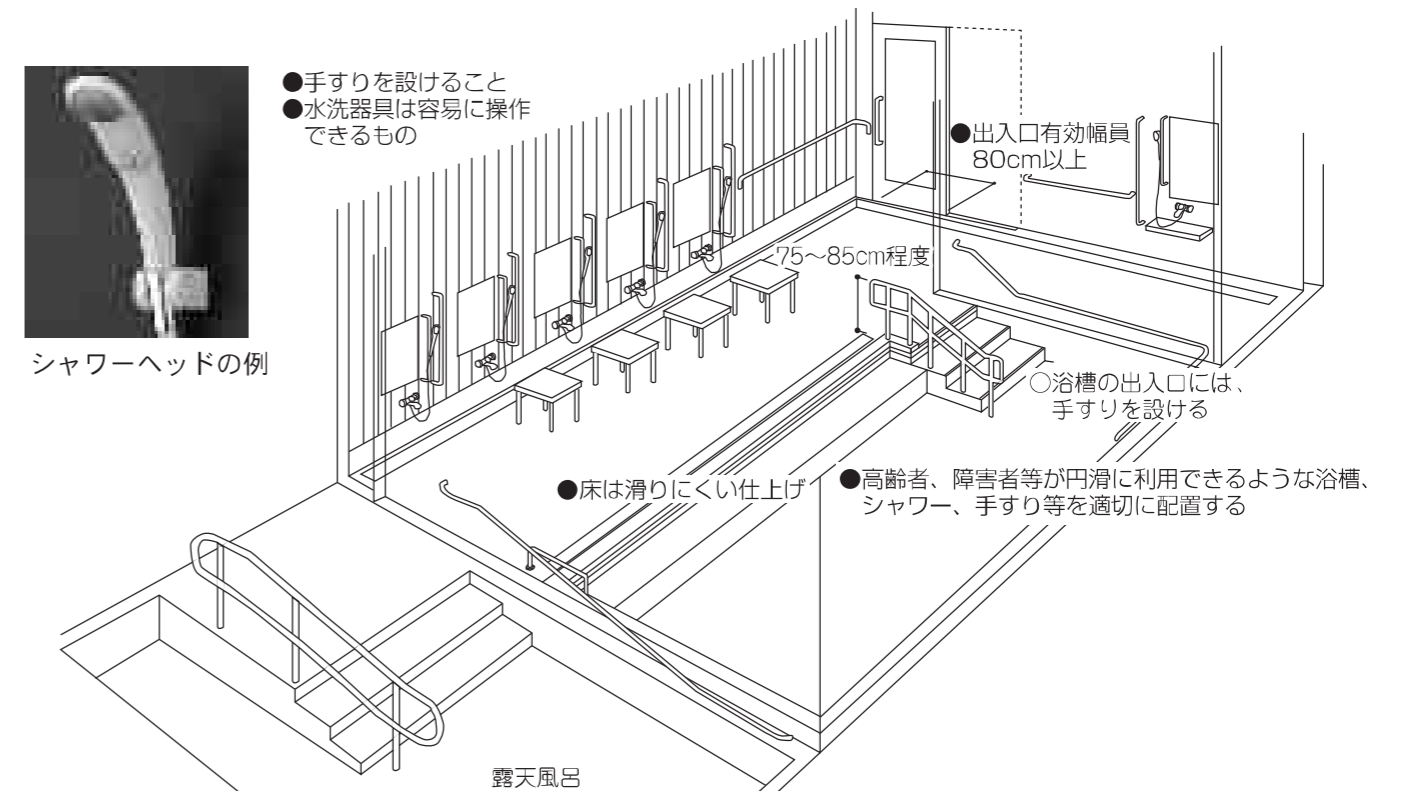


図1 共同浴槽の例

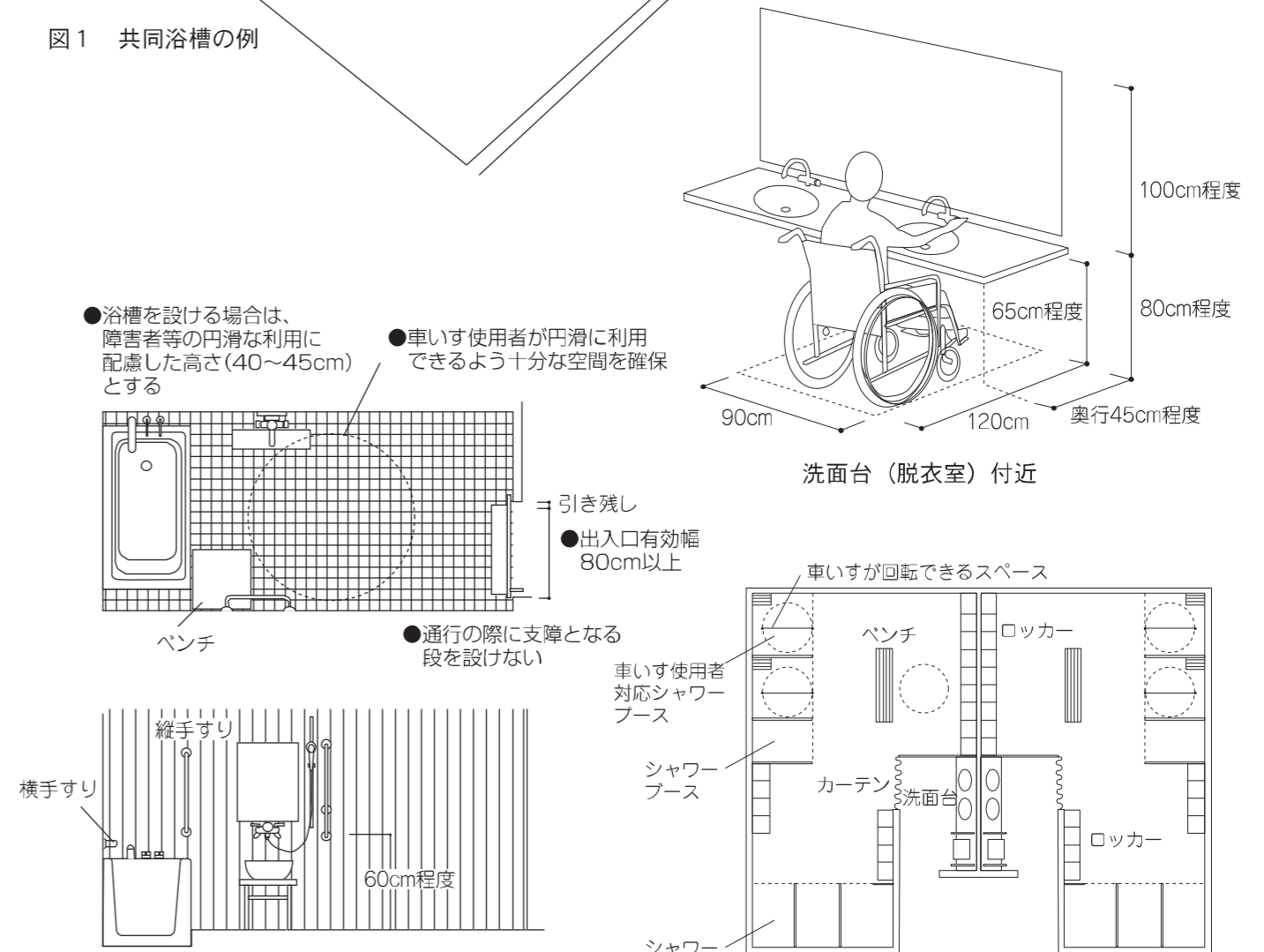


図2 車いす使用者に対応した浴室等

図3 更衣室及びシャワー室

#### 用語

車いす使用者用浴室等	車いすを使用する者(車いす使用者)が円滑に利用できる浴室等
------------	-------------------------------

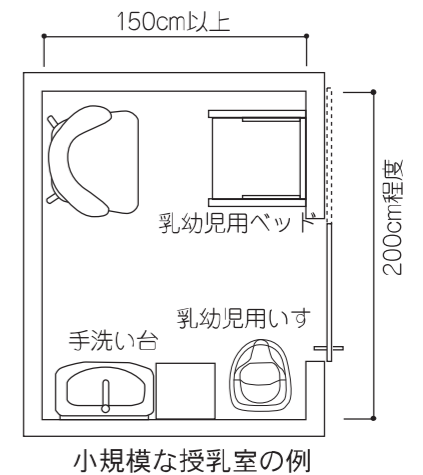
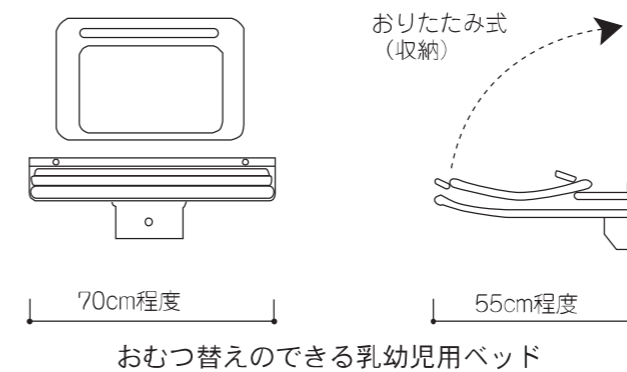
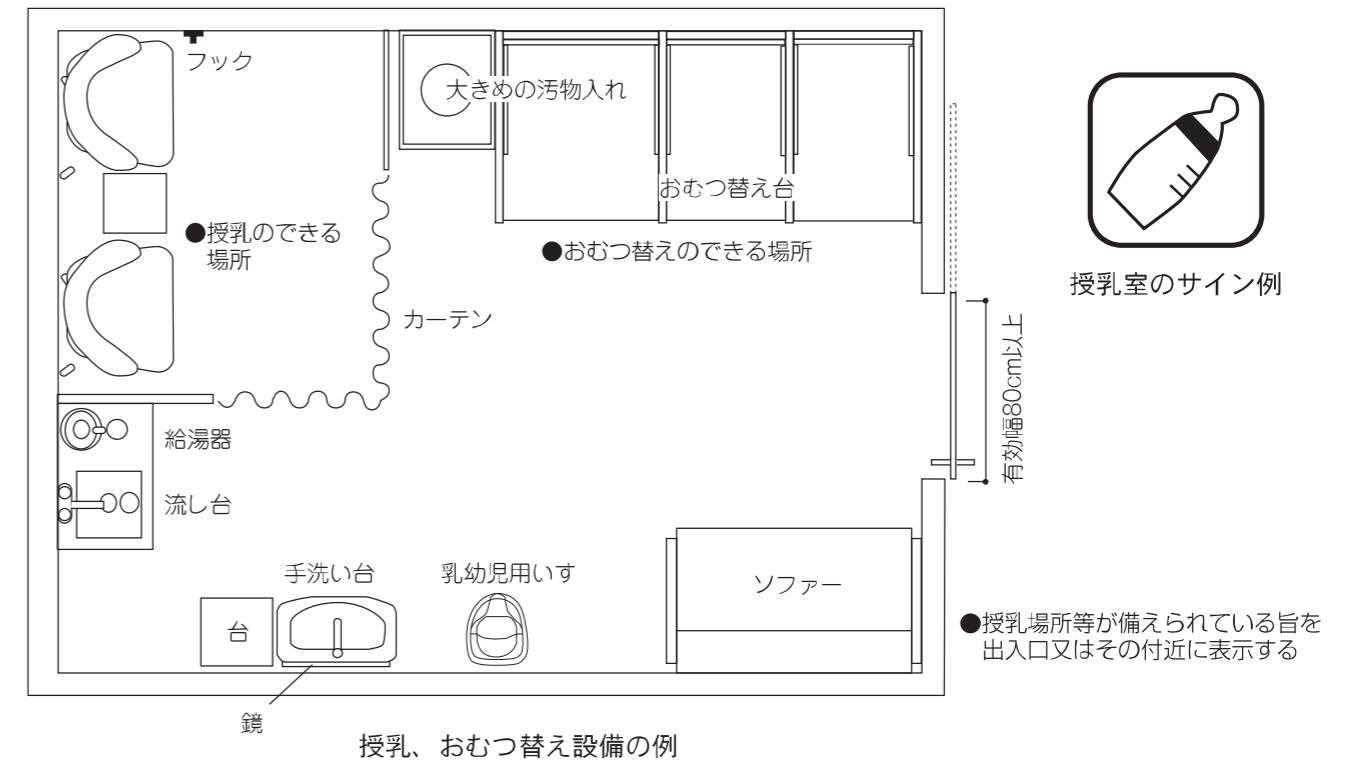
## ② 利用居室等及び利用設備等

### f 授乳場所

#### 基本的な考え方

乳幼児を連れて人が、気軽に外出し、社会参加できるよう、子育てしやすい生活環境づくりを進める必要がある。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
◆授乳場所 (19の項)	医療施設、教育文化施設(学校等を除く。)、集会場等若しくは物販店で床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの又は社会福祉施設のうち母子福祉施設若しくは官公庁舎のうち市役所、町村役場、福祉保健所、市町村保健センターその他これらに類するものにあつては、授乳場所を設置し、乳幼児用のいす、乳幼児用ベッドその他の設備を設けること。	授乳場所には、給湯及びほ乳瓶の消毒等ができる器具を備えること。	集会場等その他集会、催し物等を行う生活関連施設には、託児場所を設置すること。
	●授乳場所を設ける施設は次のとおり。 ①2,000㎡以上の医療施設 ②2,000㎡以上の図書館等及び公民館 ③2,000㎡以上の集会場等 ④2,000㎡以上の物販店 ⑤母子福祉施設 ⑥市役所 ⑦町村役場 ⑧福祉保健所 ⑨市町村保健センターその他これらに類する施設 ・授乳及びおむつ替えの場所として独立した部屋を設けることが困難な場合には、待合室等の一部を利用して場所を確保する。		



#### 用語

乳幼児用のいす	乳幼児を安全に座らせることができるいす
乳幼児用ベッド	乳幼児のおむつ替えができる設備

#### 【託児室】

☆和室など乳幼児が安全で清潔に使用できる部屋があれば、託児サービスに利用できる。  
☆モザイク状の敷き詰めクッションタイルなどを使用すれば、一般の洋室等でも託児空間を確保することが可能である。

#### 【おむつ替え】

☆おむつ替え→(排便の場合のトイレとの往復)  
→手洗い→(調乳)→授乳という動線が円滑に確保されることが望ましい。

#### 【授乳場所】

☆カーテン等によって母乳による授乳場所が確保されれば、男性が授乳する場合にも対応できる。